

徳島県地域における孤独・孤立対策推進事業費補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、地域における孤独・孤立対策を推進するため、民間支援団体が行う孤独・孤立状態の解消に向けた新たな取組に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）及び社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（地方における社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進事業）交付要綱（令和7年3月10日内閣総理大臣決定）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、孤独・孤立対策を安定的・継続的に推進することを目的に民間支援団体が行う新たな相談体制の構築や、日常生活でのゆるやかな「つながりづくり」や「居場所づくり」の取組であり、徳島県が設置するとくしま孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム及び生活困窮者自立支援プラットフォームにおいて、必要と認められた事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは対象外とする。

- (1) 営利を目的としている事業
- (2) 国、県又は地方公共団体その他の団体等から助成又は委託（あらゆる種類の助成金、補助金、委託費等）を受けている事業。ただし、既に助成等を受けている事業であっても、この補助金による助成により追加的に事業を実施する場合又は既に受けている助成等とこの補助金による助成を明確に経理区分して実施する場合に限り、当該追加的な事業について本事業による費用助成の対象とする。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした事業
- (4) 公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められる活動

(補助額の算定方法)

第3条 この補助金は、前条第1項に規定する事業を行う民間支援団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、別表第2欄に掲げる経費の額から対象経費に充てる寄付金その他の収入額を差し引いた額に同表第3欄に定める率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生

じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 以内の額を交付額とする。ただし、補助額は、別表第4欄に掲げる額を上限とする。

(補助金交付申請書等)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金所要額調書(別紙1)

(2) 事業実施計画書、積算内訳書(別紙2)

(3) その他知事が必要と認める関係書類

3 規則第3条の期日は、知事が別に定める。

4 民間支援団体が、第1項の補助金の交付申請をするときには、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を補助対象経費から減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(1) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(2) 補助事業に係る間接補助金の交付の決定をする場合においては、補助金の交付の決定に付された条件並びに規則第16条及び第17条に定める事項と同一の条件を付すること。

(3) 知事の承認を受けて、単価30万円以上の財産を処分等する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがあること。

(軽微な変更)

第6条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、別表の事業区分ごとの対象経費欄に定める対象経費相互間において、それぞれ経

費の配分額 10% の範囲内での変更とする。

- 2 規則第 5 条第 1 項第 2 号の知事が定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第 7 条 規則第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第 2 号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金変更所要額調書(別紙 3)
- (2) 変更事業実施計画書、積算内訳書(別紙 4)
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 3 規則第 5 条第 1 項第 4 号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第 8 条 規則第 11 条の実績報告書は、様式第 3 号による。

- 2 規則第 11 条の知事の定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金精算調書(別紙 5)
- (2) 事業実施報告書、積算内訳書(別紙 6)
- (3) その他知事が必要と認める関係書類

- 3 規則第 11 条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日、知事が別に定める日、又は補助金の交付の決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第 9 条 規則第 12 条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第 4 号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第 10 条 知事は、前条の規定による補助金請求書を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

- 第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

- 第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合で、補助金返還に該当する場合は、当該消費税等仕入控除税額相当額の補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(書類の保管等)

- 第13条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

- 第14条 規則第17条の知事が定める財産は、補助事業により取得又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格の単価が30万円以上又は単価が30万円以上に効用の増加した機械及び器具とする。
- 2 規則第17条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数とする。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

1 区分	2 対象経費	3 補助率	4 補助上限額
地域における孤独・孤立対策推進事業	民間支援団体が行う新たな孤独・孤立対策の推進に係る取組に要する経費であり、社会参加活躍支援等孤・孤立対策推進交付金（地方における社会参加活躍支援等孤独・孤立対策 推進事業）交付要綱別表1第3欄に定める対象経費	$\frac{10}{10}$ 以内	30万円

様式第1号（第4条関係）

番 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
補助事業者名
代 表 者 名

補助金交付申請書

このことについて、補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名
地域における孤独・孤立対策推進事業
- 2 申請額
金 円
- 3 関係書類
(1) 補助金所要額調書（別紙1）
(2) 事業実施計画書、積算内訳書（別紙2）
(3) その他必要となる書類
- 4 担当者の氏名、連絡先
氏 名
連絡先

地域における孤独・孤立対策推進事業費補助金所要額調書

(団体等名 :)

事業名	対象経費 支出予定額	寄付金 その他の 収入額	差引額	補助率	県補助 基本額	補助上限額	県補助 所要額	備考
	A	B	$C=A-B$	D	$E=C \times D$	F	G	
	円	円	円		円	円	円	
地域における孤独・孤立対策推進事業								

(注)

- 1 本表に実施する事業の所要額を記入すること。
- 2 B欄には、交付要綱第3条に規定する寄付金その他の収入額を記入すること。
- 3 E欄には、C欄の額にD欄の補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。）を記入すること。
- 4 F欄には、補助上限額である「300,000円」を記入すること。
- 5 G欄には、E欄とF欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

地域における孤独・孤立対策推進事業費補助金
事業実施計画書、積算内訳書

1 事業実施計画

事業名	
事業の趣旨・目的	
事業概要	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業の実施により期待される効果	

2 積算内訳

(単位：円)

費目	所要金額	積算
合計		※1

所要額		※1と30万円を比して小さい額（千円未満切捨）
-----	--	-------------------------

徳島県知事 殿

住 所
補助事業者名
代 表 者 名

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業 $\left(\begin{array}{l} \text{の内容の変更} \\ \text{に要する経費の配分の変更} \\ \text{の中止（廃止）} \end{array} \right)$ の承認を受けたいので、徳島県地域にお

ける孤独・孤立対策推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名
地域における孤独・孤立対策推進事業
- 2 補助金の交付の指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 変更を必要とする理由
(できるだけ具体的に記入すること)
- 4 関係書類
(1) 補助金変更所要額調書（別紙3）
(2) 変更事業実施計画書、積算内訳書（別紙4）
(3) その他必要となる書類
- 5 担当者の氏名、連絡先
氏 名
連絡先

地域における孤独・孤立対策推進事業費補助金変更所要額調書

(団体等名 :)

事業名	対象経費 支出予定額	寄付金 その他の 収入額	差引額	補助率	県補助 基本額	補助上限額	県補助 所要額	既交付決定額	差し引き 追加交付 (一部取消) 申請額	備考
	A	B	$C = A - B$	D	$E = C \times D$	F	G	H	$I = G - H$	
	円	円	円		円	円	円	円	円	
地域における孤独・孤立対策推進事業										

(注)

- 1 本表に実施する事業の所要額を記入すること。
- 2 B欄には、交付要綱第3条に規定する寄付金その他の収入額を記入すること。
- 3 E欄には、C欄の額にD欄の補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4 F欄には、補助上限額である「300,000円」を記入すること。
- 5 G欄には、E欄とF欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

**地域における孤独・孤立対策推進事業費補助金
変更事業実施計画書、積算内訳書**

1 変更後の事業実施計画

事業名	
事業の趣旨・目的	
事業概要	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業の実施により期待される効果	

2 変更後の積算内訳

(単位：円)

費目	所要金額	積算
合計		※ 1

所要額		※ 1 と 30万円を比して小さい額 (千円未満切捨)
-----	--	-----------------------------

様式第3号（第8条関係）

番 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
補助事業者名
代 表 者 名

補助金実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業名
地域における孤独・孤立対策推進事業
- 2 補助金の交付の指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 関係書類
(1) 補助金精算調書（別紙5）
(2) 事業実施報告書、積算内訳書（別紙6）
(3) その他必要となる書類
- 4 担当者の氏名、連絡先
氏 名
連絡先

地域における孤独・孤立対策推進事業費補助金精算調書

(団体等名 :)

事業	対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 C=A-B	補助率 D	県補助 基本額 E=C×D	補助上限額 F	県補助 所要額 G	備考
	円	円	円		円	円	円	
地域における孤独・孤立対策推進事業								

(注)

- 1 本表に実施する事業の所要額を記入すること。
- 2 B欄には、交付要綱第3条に規定する寄付金その他の収入額を記入すること。
- 3 E欄には、C欄の額にD欄の補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。）を記入すること。
- 4 F欄には、補助上限額である「300,000円」を記入すること。
- 5 G欄には、E欄とF欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

地域における孤独・孤立対策推進事業費補助金
事業実施報告書、積算内訳書

1 事業実施報告

事業名	
事業の趣旨・目的	
事業概要	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業の実施により期待される効果	

2 積算内訳

(単位：円)

費目	所要金額	積算
合計		※1

所要額		※1と30万円を比して小さい額（千円未満切捨）
-----	--	-------------------------

様式第5号（第12条関係）

番 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
補助事業者名
代 表 者 名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により額の確定通知があった徳島県地域における孤独・孤立対策推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金額（額の確定額）

金 円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額（3－2）

金 円

添付書類

- （1）積算の内訳等
- （2）消費税及び地方消費税の申告書の写し

担当者の氏名、連絡先 氏 名
連絡先